

指定短期入所生活介護施設 特別養護老人ホーム愛光苑

及び介護予防短期入所生活介護

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(岡山県指定 第3370102208号)

1. 経営主体
2. 施設概要
3. 居室の概要
4. 職員の配置状況
5. 契約締結からサービス提供までの流れ
6. 提供するサービス
7. 施設の利用料
8. サービスにあたっての留意事項
9. 苦情の受付について
10. 契約の終了
11. 事故発生時の対応
12. 緊急時の対応
13. 身体拘束に関する事項
14. 虐待の防止のための措置に関する事項
15. 個人情報保護に関する事項

1. 経営主体

- (1) 社会福祉法人 鴻仁福祉会
- (2) 所在地 〒702-8026 岡山県岡山市南区浦安本町8 1 番地 2
- (3) 電話 (086) 265-0877
- (4) 代表者 理事長 筒井 恵子
- (5) 責任者 施設長 筒井 恵子
- (6) 設立 平成2年9月21日
- (7) 開設 平成4年4月 1日

2. 施設概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護施設・平成12年4月1日指定
岡山県3370102208号
- (2) 施設の目的 介護保険法令に従い、ご契約者（以下ご利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的としています。ご利用者が居宅において日常生活を営むために必要な介護福祉施設サービスを提供し、ご利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとします。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 愛光苑
- (4) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上一階（一部二階）
- (5) 建物の延べ床面積 1,999.47㎡

(6) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

- 介護老人福祉施設 平成4年4月1日 岡山県3370102208号 定員50名 平成12年4月1日指定
- 通所介護 平成4年4月1日 岡山県3370102265号 定員40名 平成12年4月1日指定
- 在宅介護支援センター 平成7年2月1日
- 居宅介護支援事業 平成11年4月1日 岡山県3370100285号
(平成12年4月1日指定)

「訪問介護」 平成8年4月1日 岡山県3370101655号
(平成12年4月1日指定)

- (7) 当施設の経営理念 : 満足を創造する・支援する・力を合わせる・正直な
元気な・成長する・開かれた・共感する施設です。

(8) 入所定員 20人

(9) 協力医療機関

- ①岡山中央病院 岡山市北区伊島北町6-3 086-252-3221
- 岡山労災病院 岡山市築港緑町1-10-25 086-262-0131
- 木村ファミリークリニック 岡山市南区泉田66-6 086-902-0007

②協力歯科医療機関

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

居室・設備の種類	定数
個室 1人部屋	2室
2人部屋	3室
4人部屋	3室
多目的ホール（食堂・催事） 機能訓練室	1室
浴室・機械浴・特殊浴	2室
憩いの部屋	2室
介護室・医務室・静養室	各1室

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置し、指定基準を遵守しています。

職 種	職員数	基準
1. 施設長（管理者）	常勤 1名	1
2. 生活相談員	常勤 1名	1
3. 介護職員	常勤 26名 非常勤6名	21
4. 看護職員	常勤 2名 非常勤2名	3
5. 機能訓練指導員	非常勤兼務1名	1
6. 医師	非常勤 2名	1
7. 管理栄養士	常勤 1名	1
8. 介護支援専門員	常勤専従 1名 常勤兼務 1名	1
9. 調理員	常勤 4名 非常勤 4名	

5. 短期入所介護サービス計画の作成及び変更

ご契約者に対する具体的なサービス内容や、サービス提供方針については、入所前に重要事項と共にご契約者及びその家族等に対して「施設サービス計画（ケアプラン）」を説明し、同意を得ます。

施設サービス計画は、状況の変化が生じた場合またはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要性のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

※尚、施設サービス計画書の作成、実施にあたっては、全職員が情報を共有します。

6. 提供するサービス

(1) 食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間＊朝食：7:30～8:30＊昼食：11:45～13:00＊夕食：17:45～19:00

(2) 入浴

- ・入浴は週2回（入浴できない方は全身清拭）行います。
- ・寝たきりでも特別浴槽を使用して入浴することができます。

(3) 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(4) 機能訓練

- ・機能訓練指導員の指導により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

(5) 健康管理

- ・医師および看護職員が、健康管理を行います。

(6) その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

7. 施設の利用料（料金については別表I参照）

- (1) 法定代理受領サービスとして短期入所生活介護を実施した場合の利用料は、介護報酬告知上の額とします。
- (2) 通常の見送の実施地域は、東は産業道路、西は国道30号線、南は児島湖、北は旧2号線（県道429号＝岡山倉敷線）を境界とする実施地域以外の地域に居住する利用者を見送した場合は2kmごとに100円とします。
- (3) 前号に掲げるもののほか、短期入所サービスにおいて供与される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、そのご契約者に負担させることが適当と認められる実費。
- (4) 事業所は、前項の費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめご契約者またはその家族に対し、当概サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとします。また、併せてその支払いに同意する文書に記入押印を受けます。
- (5) 利用料の支払いは現金または銀行口座振込み又は郵便振替により、指定期日までに受け取ります。
- (6) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヵ月以上滞納した場合は、次回のサービス利用は出来ない。（但し、事情により相談に応じる。）

8. サービスにあたっての留意事項

- (1) サービスの利用にあたっては、かかりつけ医の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の

- 心身状態を事業者に連絡し、サービスの提供をうけること。
- (2) 火災予防上、次の点には特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - 1) 喫煙は所定の場所で行うこと。
 - 2) 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
 - (3) 飲酒は施設が定めた時間と場所で行うこと。
 - (4) 建物・備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
 - (5) 他の利用者、職員に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動・政治活動・営利活動を行ってはならない。

9. 苦情の受付について

- (1) ご契約者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため意見用紙・意見箱を置き、苦情窓口を設ける。当施設は、責任者会議・サービス向上委員会・リスクマネジメント委員会において検討し改善を行います。匿名の場合や、個人情報に関しないものについては、廊下に掲示して回答するとともに改善を行います。尚、完結後2年間書類の保管を行います。また、苦情申し立てに関連しては、市町村、国保連合会からの指導助言に沿って改善を行う。

苦情解決責任者：施設長 筒井恵子 086-265-0877

受付担当：ショート担当 二瓶和美 090-9067-4873

：第三者委員会 電話番号は廊下に掲示。

- (2) ご契約者は介護保険法令に従い、下記の苦情申立機関に苦情を申し立てることができません。

岡山市事業者指導課 (086) 212-1014

岡山市介護保険課 (086) 803-1240

岡山県国民健康保険団体連合会 (086) 223-8876

岡山県社会福祉協議会 (086) 226-2822

- (3) 事業所は、第1、第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、ご契約者に対していかなる差別的な取り扱いも致しません。

10. 契約の終了

ご契約者が次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- (1) ご契約者自身が契約を解除されたい時。
- (2) 要介護認定の更新において、非該当とされた時。
- (3) 死亡した時
- (4) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を1ヵ月以上滞納した時。
- (5) 他のご契約者の生命又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。

11. 事故発生時の対応

- (1) 事業所は、本契約に基づくサービスの実施により事故が発生した場合、迅速な事故処理を行います。また速やかに、家族・市町村・居宅介護支援事業所へ連絡し、必要な措置を講じ

ます。

(2) 事業所は、サービスの提供によりご契約者に賠償すべき事故が発生した場合に天災地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって損害賠償を行います。

但し、ご契約者側に過失がある場合は、損害賠償の額を減じることが出来ます。

(3) 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。

12. 緊急時の対応

(1) 職員は、指定短期入所生活介護を実施中に、ご契約者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご家族に連絡し、ご契約者のかかりつけ医に連絡する等の処置を講じ、また、管理者に報告します。

(2) 前項の場合、状況の許す限りご契約者の希望する医療機関を優先しますが、不可能な場合は協力病院（岡山中央病院又は佐藤病院）に搬送します。

(3) 治療の必要性、方法等の判断については、緊急の場合を除き、ご家族の意思に沿うようにします。

13. 身体拘束に関する事項

ご契約者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、サービス向上委員会で検討した上で、施設長及び家族の承諾を得て、身体拘束を行うことがある。

拘束の状況は定められた様式に記録し、状況に応じて拘束解除の検討を行い、拘束の必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除する。（詳細は別途定める）

14. 虐待の防止のための措置に関する事項

ご契約者に対する虐待を発見した場合は、迅速かつ適切に各部署の主任に報告し、責任者会議において検討する。また毎年職員に虐待防止の啓発・普及の為の研修を実施する。

15. 個人情報保護に関する事項

個人情報保護に関する法を遵守するため、施設長を個人情報保護管理者とし、個人情報を取得する場合には、利用目的を特定しご契約者又はご家族の同意を得る。目的以外に利用する場合、第三者に情報を提供する場合には、その都度ご契約者又はご家族の同意を得るものとする。

個人ケースファイル、サービス計画等個人が特定できる情報の保管・持ち出し・複写等に関しては、厳重に管理するものとする。

ご契約者またはご家族から個人情報の開示を求められた場合には、適切・迅速に対応する。

個人情報の取り扱いに関する事項の見直し・職員研修を行い、苦情があった場合には、適切・迅速に対応するものとする。

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

(重要事項説明書 別紙 I)

	多床室・従来型個室
要支援 1	446 円/日
要支援 2	555 円/日

(1 割)	多床室・従来型個室
要介護 1	596 円/日
要介護 2	665 円/日
要介護 3	737 円/日
要介護 4	806 円/日
要介護 5	874 円/日

◎体制加算（愛光苑の体制により以下の料金が上記施設利用料に加算されます。）

夜勤職員配置加算 (I)	13 円/日	「夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っている。」場合に加算されます。
看護体制加算 (I)	4 円/日	「常勤の看護師を 1 名以上配置」「看護職員を常勤換算方法で入居者が 25 又はその端数を増すごとに 1 名以上配置している。」「当該施設の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保している」以上 2 つの条件を満たしている場合に加算されます
看護体制加算 (II)	8 円/日	
サービス提供体制加算 (I)	22 円/日	「介護職員の総数のうち国家資格である介護福祉士資格を有する介護職員の占める割合が 60%以上になる」場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算 (I)	算定額/月	所定単位数に 83/1000 を乗じた単位数で算定されます。
特定介護職員処遇改善加算 (I)	算定額/月	所定単位数に 27/1000 を乗じた単位数で算定されます。

◎個別加算

送迎加算	184 円/回	送迎サービスを利用された場合の 1 回(片道)分の費用
------	---------	-----------------------------

◎居室・食事代について

		滞在費	食費
第 1 段階 (非課税)	多床室	0 円/日	300 円/日
	従来型個室	320 円/日	
第 2 段階 (非課税)	多床室	370 円/日	390 円/日
	従来型個室	420 円/日	
第 3 段階 (非課税)	多床室	370 円/日	650 円/日
	従来型個室	820 円/日	
第 4 段階 (課税対象者)	多床室	855 円/日	1400 円/日
	従来型個室	1171 円/日	

※ 短期入所生活の利用料金は施設利用料 + 体制加算 + 滞在費 + 食費の合計が一日の自己負担金となります。

※ 食費の内訳は 朝食 400 円 昼食 600 円 夕食 600 円、1 日 3 食分は 1400 円 となります。

※ 体制加算は愛光苑の体制により変更となることがございます

※ 「介護保険負担割合証」に基づいた金額をご負担いただきます。

2021.4.1